

○弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例

弟子屈町ケーブルテレビ施設設置条例

平成22年12月14日
弟子屈町条例第21号

(目的)

第1条 弟子屈町内におけるテレビ放送の難視聴地域の解消を図り、もって当該地域住民の福祉と生活環境の向上に資することを目的に、弟子屈町ケーブルテレビ施設（以下「ケーブルテレビ施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ケーブルテレビ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 弟子屈町ケーブルテレビ
- (2) 位置 弟子屈町中央2丁目276番1

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入者 加入申込を行い、その加入について町長の承認を受けた者をいう。
- (2) 受信設備 放送局（放送法（昭和25年法律第132号）に定める放送局をいう。）の放送電波を受信する設備をいう。
- (3) 再送信設備 受信設備で受信した放送電波をケーブルテレビ施設で送信（以下「再送信」という。）する設備をいう。
- (4) 本部設備 受信設備及び再送信設備を総称していう。
- (5) 伝送路設備 本部設備からクロージャーまでの機器及び伝送路をいう。
- (6) 光信号変換器（以下「V-ONU」という。） 加入者の建物に設置し、引込光ケーブルを建物内に引き込む接続点として設置する機器をいう。
- (7) 引込工事 V-ONUの取り付け及びクロージャーからV-ONUの入力端子までの引込配線、接続調整等をいう。
- (8) 宅内工事 V-ONUの出力端子以降の宅内配線工事をいう。

(事業の内容)

第4条 ケーブルテレビ施設では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放送局の地上デジタルテレビジョン放送の同時再送信
- (2) その他、町長が必要と認める情報の伝達等

(事業区域)

第5条 事業を行う区域は、弟子屈町のうち地理的条件によりアンテナ受信が困難な区域とする。

(管理運営)

第6条 ケーブルテレビ施設の管理運営は町長が行う。ただし、事業遂行上必要と認めるときは町長が指定する者に管理運営の一部又は全部を委託することができる。

(加入申込等)

第7条 ケーブルテレビ施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長に加入の申込をしなければならない。

2 加入申込は、原則として建物ごととし、1 V-ONUごとに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる建物は、入居者ごととする。

- (1) 集合住宅又は町営住宅
- (2) 複数の事業所が入居している建物

3 引込工事を行う建物が借家の場合、申込者はあらかじめ建物所有者の承諾を得なければならない。

(施設の設置及び管理等)

第8条 ケーブルテレビ施設の設置及び管理は、次のとおりとする。

- (1) 伝送路設備は町が設置し、引込工事、宅内工事は加入者が行う。
- (2) 伝送路設備の拡張の要請がある場合は、町が実施する。ただし、これに要する費用は、要請した者の負担とする。
- (3) 伝送路設備は町が管理し、引込線以降の配線、設備等は加入者又は建物の所有者が管理する。なお、伝送路設備等に異常を発見したときは、直ちに町長にその旨を報告しなければならない。

(設備の変更)

第9条 加入者は、引込線以降の設備を移設し、又は変更する場合は町長に届け出なければならない。

2 前項に要する費用は、加入者の負担とする。

(加入料及び利用料)

第10条 ケーブルテレビ施設の加入料及び利用料は、無料とする。

(業務の停止及び加入の取消し)

第11条 町長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、業務の提供を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 第4条に規定する業務を故意に妨害したとき。

(3) ケーブルテレビ施設の設備等を故意に破損したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失によりケーブルテレビ施設に損害を与えた者は、原状回復に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(加入者の地位の継承)

第13条 加入者の変更が生じたとき、加入者の地位を継承した者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(免責事項)

第14条 町長は、天災、事変その他町の責めに帰すことができない事由により、提供する業務の停止があっても、その責を負わないものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為等)

2 ケーブルテレビ施設の加入の手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 第8条第1号の規定に係わらず、平成21年度弟子屈町地域情報通信基盤整備事業において実施するものに限り、加入者宅への引込工事までを町の負担において行う。